

経済企業委員会

平成23年3月16日（水）

午後1時32分～午後5時07分

議会第3会議室

【出席委員】千綿正明委員長、中本正一副委員長、重松徹委員、久米勝博委員、川崎直幸委員、山本義昭委員、西村嘉宣委員、平原嘉徳委員、福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・交通局 眞子交通局長
- ・農林水産部 益田農林水産部長  
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○千綿委員長

それでは、これより経済企業委員会を開催いたしたいと思います。

今委員会においても会議録作成支援システムを使用しますので、発言をされる方は挙手をし、私委員長の指名を受けてからマイクの青いボタンを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、まず委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案で進めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議がないようでございますので、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思っております。

交通局以外の方は退席されて結構でございます。

◎執行部（交通局以外）退室

○千綿委員長

現地視察についてなんですが、本日の議案にかかわる現地視察について御希望があれば、本日の審査終了までにお申し出ください。

なお、もし視察に行けるとすればまとめの前、18日の13時から視察に行った後にまとめというふうなことになるだろうと思われまますので、御希望があれば正副委員長までお申し出くださればいいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、交通局のほうの審査に入りたいと思っております。説明をお願いしたいと思います

が。

◎第14号議案 平成23年度佐賀市自動車運送事業会計予算 説明

○千綿委員長

それでは、今説明が終わりましたので何か御意見、御質問等がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

資料番号とページ数をお願いします。

○平原委員

資料番号11番、5ページ、運転費で、先ほどの説明では嘱託職員の59名というようなことでありますけれども、今交通局が人件費等を含めた改革をしていただいているというのは承知をしていますけれども、正規の職員と嘱託職員の比率、それと近年における過去3カ年ぐらいでもいいですので正規職員を採用されているのか、今後の見通し、その辺はいかがお考えでしょうか。

○龍交通局総務課長

正規職員の採用については平成12年度が最後でございまして、それ以降については採用しておりません。嘱託職員で補充をしております。

今回、経営健全化計画の中でも経費節減という部分で、新規雇用は計画期間中は行わないというふうにしております。以上です。

○平原委員

期間中というのはいつまでを指していらっしゃるんですかね。

○龍交通局総務課長

健全化計画は、期間といたしまして21年度から25年度、この5年間は計画期間です。

○平原委員

それでこの期間中は正規職員を採用しないということで今進んでおられますが、嘱託職員におかれましては正規職員と違いますので、気持ち的にも正規職員とは少し温度差があるのでないかなというふうに思うわけです。

ところが一般市民のほうからすると、正規職員だろうが嘱託職員であろうがわからないわけでありまして、その辺のモチベーションが下がらないようにすると。嘱託職員であっても正規職員同様のお客様に対する接遇とか、その辺の指導はどのような指導をされているのでしょうか。

○眞子交通局長

確かにおっしゃるとおり、嘱託職員であれ正規職員であれ、お客様から見ると一緒でございます。

ということで毎年研修というのを行って、10月の月に5日間10回かけて、当然時間差がございますので一堂には会せませんので、10回に分けて研修を行いました。そういった中で接遇、運転マナー等については、十分私が局長となったということもあって、局長訓示

という形でも指導といいますか、研修をしてまいりました。

ただ、それをやってもいろいろ苦情等もございましたので、今までとやり方を変えまして、3月に――嘱託職員の中でも、委員の皆さん方も乗っておられて御存じかと思えますけれども、嘱託職員、正規職員区別がつかないからなかなかあれかもわかりませんが、私毎日通勤をしておりますけれどもどちらでもですね、嘱託職員でも優秀な接客――案内も運転マナーも立派という者もおりますけれども、嘱託職員全乗務員を3月に――正規職員の12名、これはもう私が毎日乗っておりますので上手という運転手もおりますけれども、特上といいますか、そういう人たちを12名選んで、その正規職員のバスに一度乗るということで、そしてそれを見て自分がマナーとか案内とか上手な部分は当然それを維持すると、それから正規の運転手がすぐれた部分については、当然そこを目標に頑張ってもらおうということで、今乗せて研修を行っております。

そういうことで全体のレベルを上げて、そういう嘱託職員の乗務員のマナーとか接客、運転、そういうのが上がれば当然正規職員も一生懸命やってくれるということで、そういう形で今研修をやって、そういう接客とか運転マナーの向上に努めているというところでございます。

○平原委員

今、そういった嘱託職員に対するそういう研修を重ねて接客の向上とか、そういった資質の向上を図られているということはわかりました。

それで、健全化計画の中では25年度までというふうに定められていますけれども、これ以降については、例えば新規職員を採用する考えでいかれるのか、もしくはこの嘱託職員の中でも優秀な職員を正規職員として昇格させるといいますか、そういったお考えなのか、その辺いかがですか。

○眞子交通局長

今おっしゃるとおり、今後健全化計画をつくって毎年1億5,000万円ずつ支援をしていただきます。そういった意味では、自立できて、その後公営存続という形をということで今一生懸命、一丸となって頑張っております。

それで、そういう目標を立てて頑張っておりますけれども、今健全化計画が21年度、22年ですね、実質22年度からというのが実質でございますけれども、今始まったばかりで、計画期間中は嘱託職員でいくということになっておりますので、今のところは目標はそういうふうに今の嘱託職員になるのか、新規採用で別から来るのかは別にして、正規の職員を先ほどのように平成12年度までで、その後が採用がないということですので、公営を存続とすればその計画期間の終わりぐらいには何とか正規職員をという気持ちは持っておりますけれども、今はちょっとそういう気持ちがあるということだけで、実際やれるとかやれないとかいう段階ではありません。

○千綿委員長

ちょっと待ってください。答弁漏れ。

(「よろしいですか」と呼ぶ者あり)

○龍交通局総務課長

済みません。

先ほど、職員の内訳についてお答えをしておりますでした。

まず、正規職員でございます。局長と事務職である併任者を除いた交通局の正規職員44名、それに対しまして嘱託職員ですけれども、これはドライバー以外の職種も数名おりますので、それ以外も含めて66名、ですから44名と66名というふうな構成になっております。

○平原委員

今の44名と66名という比率が出ました。人員の数が出ましたけれども、ちなみに一般的でいいですから、平均的でもいいですので、正規職員の一職員の平均給与と嘱託職員がいただく給与、どれぐらい差があるのか差額をちょっと知りたいんですけど。

○千綿委員長

すぐ出ますかね。

(「平均はこっち出とろう」と呼ぶ者あり)

すぐ出ますか。

○龍交通局総務課長

申しわけありません。

正規職員の平均給料月額——年間ですね。年収ですが600万円、それに対しまして嘱託職員の年収、約330万円ということになります。

○平原委員

実は数年前の話にさかのぼりますけど、交通局でお勤めの嘱託職員の数名の方からの話を聞く機会がございまして、その方々はやはり今交通局が厳しい状況であるので、健全化計画に沿って頑張っているということについては基本的には同意をしながら、自分たちも一生懸命頑張っているというようなことで、中には健全化計画をされる前に民間のバス会社にお勤めをされている方も、そこを退職されて市営バスのほうの嘱託職員になられておる方も数名いらっしゃるようです。その方々は、まずは嘱託職員の中で頑張りながら健全化計画をなし遂げ、あとは正規職員としての採用という道が開けるという希望を持って頑張っている方もいらっしゃいます。

まずは、健全化計画に沿って健全化を図ることが大事でありますけれども、そういう職員のモチベーションが下がらないように、そういったことも希望を持ってその仕事、業務に当たれるという、そういう環境も一方では必要なかもわからないので、その点についてもここでは答弁難しいと思いますので答弁は結構ですけれども、御承知をお願いしたいと思います。

それともう1点ですけど、同じ資料の11番の2ページの一時借入金、水道局のほうから5

億5,000万円と一般会計から1億4,000万円というお話だったと思いますけども、これは一時的に借入れをして、年度末にお返しをするというような解釈でいいんですかね。

○交通局総務課庶務経理係長

一時借入金についてはおっしゃるとおりでございます。今現在は水道局から5億5,000万円、一般会計から1億4,000万円お借りしておりますが、3月末現在でまた額がちょっと変わりました。水道局からは5億円、一般会計からは1億円、これを5月31日までお借りする予定でございます。こういった形で年度内にお返しすると。短期的に運転資金の不足についてお借りする性質の借入金でございます。

○山本委員

資料の11番ですけれども、7ページ、目の中の建設費で7,000万円近くの予算が上がっておりまして、車両購入あるいは備品購入、施設整備と、こういうふうに書いてありますけれども、先ほどの説明の3ページで10条に重要な資産の取得ということで車種がバスと——名称はバスということになっておりますけれども、このバスについては非常にメーカーなんかも限定されるだろうと思うんですけれども、そこら辺をもうちょっとわかる範囲内で説明を求めたいんですが。

○交通局総務課庶務経理係長

中型バスにつきましては、現在製造しているメーカーが——メーカーというか、ディーラーが2者でございます。実際に車両をつくっておりますボディーメーカーは1者ということになっております。

入札については、それまでは製造をしておりましたディーラー4者に入札の案内は出しておりますけれども、実際応札する業者は2者ということで、いずれのディーラーが落札したとしても、ボディーメーカーとしては1者という状況になっております。以上です。

○山本委員

ただいまの説明によりますと、最終的には応札する業者は2者になるだろうということで、ここら辺が非常に難しいところだろうと思うわけなんです。

それで、要は予定価格なんですけれども、そこら辺が技術的に非常に難しさを感じるように考えます。しかしながら、それぞれ今までも実績は持っておられますので、今現在持っているバスのメーカーですね——例えば、今持っているメーカーがどのような比率になっているのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○龍交通局総務課長

申しわけありません。

そのメーカー別の比率というのは、日産ですとか日野ですとか、それがほとんどということですかね。あと、いすゞも若干あります。

済みません。ちょっとまだ具体的にその比率というのは、申しわけありませんけどちょっとお答えが…

○千綿委員長

山本委員、そしたらですよ、過去何年間かのディーラーというか、メーカー別の納入実績か何か出してもらいます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

メーカー別の。例えば、何年度はどこというふうに。それを出していただくということでもいいですか。

○山本委員

今の現有車のメーカーを。

○千綿委員長

じゃあ、それを資料で後ほど出していただけますか。

○龍交通局総務課長

はい、わかりました。

○千綿委員長

今の資料、全議員に出していただくということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員

資料ナンバー同じく11番ですけども、4ページの2項6目の雑収益ですけども、900万円程度上がっております。

先ほどの説明では、自動車損害保険等々の事故関係のというふうなお話があったと思うんですけども、これに関連して今度は支出のほうですけども、1項の5目ですかね、運転管理費。運転管理に要する人件費及び諸経費ということで、事故車両等の修理を含むと、このような御説明がありましたけれども、その事故の件数と金額は大体どのくらいぐらなのか。過去の分もわかればお願いしたいんですけど。

○交通局総務課庶務経理係長

その事故の件数については、ちょっと後ほど——今、手元にございませんけれども、事故費として保険会社に請求した金額を申し上げますと、平成20年度が494万円、平成21年度が149万円となっております。

○千綿委員長

件数は後ほどしかわかりませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

後ほどということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○重松委員

同じく関連目、運輸管理費の8,400万円ですけども、この中で諸経費ということで車内清掃委託ということで600万円やったですかね、これの業者はどういったところなのか。

それと、これはずっと随契でされているのか、プロポーザルみたいな形でやるのか、そこら辺、ちょっとお尋ねします。

○龍交通局総務課長

車内清掃につきましては業者委託ではありませんで、個人と契約するという形で結んでおります。ですから、契約の形態も随意契約でございます。まあ、御婦人がされてあるということです。

○重松委員

そしたらこれ、1台幾らという形ですか。それとも、まとめて年間幾らという形の契約なんですか。

○龍交通局総務課長

1日金額で3,000円と。業務としては、おおよそ10台という状況です。

○千綿委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

私のほうからちょっとごめんなさい。

さっきの資料で、保険の件数とか言っていましたね。過去最大、保険料を払った金額と受けた金額の最大値、言っている意味わかりますかね。保険料を900万円なら900万円掛けて、事故で返ってきた金額の最大損害費というんですかね。

要は、何を知りたいかという、900万円掛けて400万円しか返ってきとらんやったら500万円のじゃなかですか。そういう意味で、過去に事故の起こった最大の被害金額は幾らなのかというのを知りたいので、もしよかったらそれを調べて一緒に出していただけますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○福井章司委員

ソーラー式のバス停照明灯の整備ということで資料もいただいておりますが、この13カ所というものをまず選ばれた基準ですね。

それと、ここで資料をいただいている分はちょっとよくわからないというか、写真が2つあってそこに手書きで○があって、ちょこちょこちょこっとなっていて、これ多分ライトだろうと。その上のソーラーのパネルがあるのかないのかわかりませんが、これ大体1台幾らで、この7,073万円のうちこの分は大体施設整備でどれぐらいかかるのか、ちょっとそれをまず明らかにしてください。

○龍交通局総務課長

13カ所の選定につきましては、直接夜間に交通局の職員が全バス停を回りまして、目視といたしますか、確認をして13カ所ということで選定しております。

それから工事費といたしますか、金額でございますが、大体1カ所30万円程度を予定して

おります。

○福井章司委員

そうすると、このソーラーのパネルがまずその上にありますよね。そしてそれを引っ張ってくるということになるわけですが、当然メンテナンスとか何とかということも出てくるでしょうし、もちろんそこにあるメリットということもあるかもしれませんが、これを導入されたその考え方というか、そこはどういうことですか。

○龍交通局総務課長

やはり利用者からの声といいますか、具体的には佐嘉神社前のバス停がありますけども、ああいう幹線道路ではありますけども、バス停の部分については非常に暗いと。時刻表もよく見えないということ。それから我々についても、運転手がそこに人がいるかどうかを場合によっては見落としてしまう——暗いとですね。そういうことで今回、本庁のほうとも協議をさせていただいて、補助金ということでもいただくようになっております。

○福井章司委員

ちょっと聞いていることと答えが違うんだけど。

これをなぜ手に入れたか、このシステムをなぜ入れたかということですよ。メリットをどう考えて入れたのかということを知っているんです。

○千綿委員長

要は、電気を引いてもよかやんねて。何で太陽光なのか…。

○福井章司委員

そうですね。電気引いてもいいんじゃないのと。何でこのソーラーパネルでいきましたかと。単価も高いと。

○杠交通局副局長

うちのほうでも、九電からの引き込み線ということも検討いたしました。

そうするためには、まず初期費用として工事費が発生します。それからあと使用料、この2点が発生します。その費用とこのソーラーシステム30万円です。ここに蓄電池を設けておきまして、一たんためといてするという、この費用の比較をしました。

確かに機械類ですから、バッテリーもそう10年ももつようなものではないですけども、今環境面のことも考慮しまして、それから明かりのほうもLEDの照明を考えておきまして、時代にも合うということでこちらのほうを選択しております。

○福井章司委員

そういう、いわば環境とかいろんなことを考えていくというのは大変いいことかもしれませんが、もう1つ言うと佐賀市内に大変多くのバス停があって、夕方、夜間というのは大変見にくいというのは恐らく13カ所にとどまらずに相当ありますよね。我々も時々立ちみて、本当におばあさんとか御年配の方から「これ何時ですか」と聞かれて、こっちもようわからんで携帯の光を当ててみて、「ああ、何時ね」というふうになっている。そう



いうふうなケースもいろいろあるので、そういう意味においては考え方が、まず予算が400万円なら400万円あって、その中で13カ所ということになったかもしれないけど、本当のニーズというのはもっと多いはずなんですよね。

だから、その辺をやっぱり考えていっていただかないといけないんで、これはこの年度で終わる予定なのか、その辺の検証をどうするのか、そこをちょっと確認します。あともう1つ、メンテ。

○千綿委員長

多分、比較をされたと思うんですよ。その資料を出していただけますか。

例えば引き込みの場合、工事費が幾らでメンテナンス費用が幾ら。今回は30万円で、例えば年数がどれぐらいもって電柱交換が幾らという、それを比較された上で多分出されていると思いますので、その積算根拠が当然あると思いますので、それちょっと資料として出していただくということではよろしいですか。

皆さんも当然欲しいと思いますので、よろしいですか。

○福井章司委員

それと、これは全市的にもう少し広げていくという考え方はありますか。

○龍交通局総務課長

本庁から補助金をいただくということで23年度、今回ということで、今のところはこの13カ所というところで考えております。

でも委員言われるように、確かにほかにも必要なところがあれば、何らかの予算措置をしながらやっていきたいというふうには考えております。

○福井章司委員

市役所のサービスが悪いというのはそういうところにも出てくるんだよね、市営バスのバス停が。そういう点では、経営努力という中の一環としてそういうことを考えないといかんですよ。夕方以降、真っ暗のところを待たしておってどういうことになるかと。そういうことを一つ考えて、本気になってやってもらわんと困るし、それから最後にもう1つ、資料がこれ、よくわかりません。ぼちっと○をつけてあるかもしれないけど、これで理解せろというのは非常に不可能でして、私も何がどうなっているのかと一生懸命調べて、やっところに小さいのがあって○があるなどわかったから、こういう資料のつくり方はなっておりません。以上。

○龍交通局総務課長

申しわけございませんでした。

現物の写真がございませんでしたので、写真に絵をかいたということで今回お出しをいたしました。申しわけありませんでした。

○重松委員

この照明灯の点灯時間は何時から何時までか。冬場と夏場は違うと思うんですけど、や

っぱり時刻表が非常に見にくいとかいういろんなサービスの面が出ていますので、どういったふうに考えていますか。

○龍交通局総務課長

一応、市営バスの運行ダイヤによります始発から最終ですね。

(「昼間もつくっと」と呼ぶ者あり)

日没ですね、日没から最終バスまでと。タイマーセットでそういう点灯をやりたいというふうに思っています。

○重松委員

夏場と冬場で全然暗くなるのが違うでしょうが。そういったところも考えていますか。

○交通局総務課庶務経理係長

暗くなったら動作するということをございますので、夏場と冬場では電池の減りぐあいに、稼働時間も変わってくるものと考えております。

○千綿委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

運行時間だけということは、通常暗いから、例えば何といいますか、防犯灯を兼ねてというわけじゃなくて、交通局のバスの最終便が終わったらそれで消えるということですか。

○龍交通局総務課長

はい、基本的にはそのように考えておりますけども。

○千綿委員長

電池の減りぐあいもちろんあるでしょうけども、例えば防犯灯の役目をして、夜の間ははずっとつけておくという考えではないということですね。

○杠交通局副局長

この件につきましても企画調整部の総合政策課と議論しまして、ほとんど歩道部——道路にバス停はあるんですね。そういう大きい意味で防犯という立場でいくと街路灯をつけていただくというのがまず基本じゃないかと。

交通局としてはバス停の時刻表が見える、もしくはお客さんの確認というその目的で今回はやるという方向——協議の中で、そういうことで整理をしているところです。

ですから、全体が暗いということであれば道路整備の中の街路灯設置ということをお願いしたいと考えおります。

○重松委員

照明がタイマー方式でしょ。だから、暗くなったら点灯して明るくなったら消えると。しかし、バスの始発から日没までと最初言われたでしょうが。

(「違う違う」と呼ぶ者あり)

違うですかね。

○千綿委員長

最終が通るまでの間。

(「最終が通るまで」と呼ぶ者あり)

だから、日没から。

○眞子交通局長

原則は、今答えたとおりです。

ただソーラー式で、例えば充電が十分にできて、夜——例えば、防犯灯の役割はほんの微々たるもんかもわかりませんが、もしそのことが役に立つということであれば、つけることは可能かと思います。

ただ、それはソーラー式のどこまで——夜、点灯したために本来のバスの時間帯ができなくなるとかいうのであればちょっと本末転倒といいますか、違ってきますので、そこはつけてから実験をさせていただいて、そのことが可能であれば夜中つけるとか、例えば夜の12時までバスが通らなくても人が通る神社門とか神社前ですかね、そういうのがありますので、そこは検討をさせてください。

今どうするという基本原則は今言ったとおりですけども、状況によっては臨機応変にやっていきたいと思います。

○千綿委員長

だから、当然ながら積算根拠の中で、2時間、3時間のLEDの点灯で大した電気料がからんわけですよ、工事代はかかるかもしれんけど。それこそたかが知れとるでしょ。

それも1台30万円という金額をかけるわけですから、そこら辺は十分積算根拠を踏まえての今回の提案でしょうから、資料として提出していただくことを待ち望んでおりますので、よろしくをお願いします。

ほかに、何か御意見ありませんでしょうか。

○西村委員

夜通しつけるということになれば、これまた植物に対して害があるかなと思うんですが、その辺については夜通しじゃなくても、地元の了解は得られているということですかね。

○龍交通局総務課長

勉強会のときお渡しした資料に大体場所を書いておりますけれども、基本的に人が余計利用していただくとか、まちなかでございますので、植物との関連はですね——全体につけるとなればいろいろ問題が出てくるかもわかりませんが、今回は問題ないと思っております。

○中本副委員長

資料11の5ページですね。営業費用の中の運転費の中で、いわゆる燃料費——軽油費6,800万円ということでは言われておりました。この積算単価はどのくらいで組まれているか教えてください。

○龍交通局総務課長

昨年の当初予算編成時で見積もりまして、85円で見積もりをしております。

○中本副委員長

これの予算を組まれた時期と、その後中東情勢ですとかありまして非常に原油高騰という中で平成19年でしたかね、かなり原油が高騰して補正で大分組まれた時期もありますけど今の見通しですとか、それと恐らく今3カ月に1回入札で確か対応されていると思いますけども、その辺のところの今後どういうふうな対応をしていられるかも含めてちょっと御説明いただけますか。

○交通局総務課庶務経理係長

現在の状況でございますけれども、平成22年度の第4・四半期は94.4円で業者が決まっておりますけれども、3月に至りまして原油高騰ということで申し出がありまして、現在104.4円に変更契約を結んでおります。

そういう意味では、今後原油価格が急激に下がるという見通しは立っておりませんので、23年度中にまた補正をお願いせざるを得ないと現時点では見込んでおります。

○中本副委員長

ちなみに、その契約業者というのは市内、県内業者なのか。何か福岡が多いという話を聞きましたけど、その辺どうですか。

○交通局総務課庶務経理係長

福岡の業者でございますが、県内の業者につきましては近年、落札できていないという状況になっております。

○中本副委員長

19年当時もかなりアイドリングストップですとか、満タンにせずに50%給油みたいなことでいろいろやりくりをされていると思いますけども、そうした対応について今どういうふうに考えていらっしゃるか。

○交通局総務課庶務経理係長

四半期が変わる折に、次期の価格が上がる時には安いうちになるべく多く発注してという努力はしておりますけれども、原油価格の高騰を吸収し切るところまでは至っておりません。

○杠交通局副局長

ことしの研修の中でも言いましたし、現在も運行管理のほうにきつく言っていますけども、アイドリングストップを当然やると。それから急発進、急停車、これも結構燃費に響きますのでそれも注意しなさいと。それから暖気運転でありますとか、そういうのも極力最小限の暖気運転をとということで指導はしております。

○川崎委員

11番の4ページですね、固定資産償却益。これは川副の小々森と聞いたんですけど、こ

の土地の歴史というか、売却するに至っての内容説明をお願いしたいと思います。

○交通局総務課企画労務係長

この物件については、3月1日号の市報で買い手を募集しております。

今現在、更地でございますので、現状のまま購入者の方には引き渡すということで考えておりますが。

○千綿委員長

面積と坪単価とか。

○交通局総務課企画労務係長

一応、近隣の取引事例、その他を考慮して、なおかつ不動産鑑定士のほうに鑑定依頼をいたしまして、大体500万円ぐらいということで、450平米ですね。以上です。

○川崎委員

これは、いつごろからこのことをさわったんですか。その歴史が知りたいわけですよ。私も川副町ですから。

○交通局総務課企画労務係長

名称のとおり、以前は回転場として使われていたということですが、申しわけございません。いつぐらいからあるのがちょっと。

○千綿委員長

今は使われていないんですね。

○交通局総務課企画労務係長

はい、今は使っておりません。

○川崎委員

その回転場という、そのころは市の不動産じゃなかったわけですか。

○交通局総務課企画労務係長

購入しましたときには田で購入しておりまして、以前、広江線と言っていました——現在も本庄末次経由で、広江経由で今和崎まで延びていますが、その当時は小々森が終点でございまして、そこで方向を変えましてまたバスセンターに向かうという使い方をしておりました。

その路線を和崎まで延ばしたことで不要になりましたので、今後も使用の見込みがないもので売却ということにしております。

○川崎委員

今は、あそこの土地は見ておるとくいを打つとるですもんね。一、二年ばかり前ぐらいまではくいはなかった。その中に車がいっぱい、ダンプとかとまっておったわけですよ。ということは、何か駐車場関係で貸しておったわけですか、民間に。

○交通局総務課企画労務係長

隣に飲食店がございましたのでそこと契約をしまして、月決めの駐車場として一時貸し

ておりました。

○川崎委員

その収入関係はいつごろからどがんなったのですかね。今、あそこはもう売却されとるごたっですけどね。ダンプ関係もおったんですけど、その関係はどがんなるのですか。隣の店はようわかるわけですよ。しかし、ダンプもとまっったですけど、その方々からも収入を得とったわけですか、駐車料金として。

○交通局総務課企画労務係長

飲食店との契約で、あの土地全体を駐車場として貸しております、あのダンプは飲食店の方の知り合いということで、全体で貸しておりました。

○千綿委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、交通局のほうを終わりたいと思います。

◎執行部退室

○千綿委員長

ちょっと5分ぐらい休憩しましょうかね。35分再開にします。

◎午後2時27分～午後2時36分 休憩

○千綿委員長

それでは、お待たせいたしました。

農林水産部のほうの審査に移りたいと思います。説明のほうをお願いします。

◎第6号議案 平成23年度佐賀市一般会計予算中、第1条(第1表)歳出 第6款、第11款第1項 説明

○千綿委員長

農林水産部のほうの説明が終わりました。何か御意見、御質問等があれば、挙手をお願いしたいと思います。

○福井章司委員

全体的なことの中の一つとして、当初予算資料の中で2ページを開いていただきますと、この中に平成23年度施策ごとの当初事業費比較となっていて、いわゆる施策の中でコスト水準が前年比で下がっているものを書いてあるわけですが、この中で、2段目の四角の中のトップに農林水産業の振興で前年比58.5という数字になっていますよね。これはちょっと今のところ、御説明いただいた中の農林の分の振興——農の分の振興と林の分の振興と水産の振興を合算しているという感じがするんですけど、この辺の評価に対してあなたたちはどんなふうを考えていらっしゃるでしょうか。特に部長、まず見解をお伺いしたいんですけど。

○益田農林水産部長

まず、この施策評価の中で、やはり力を入れていくものと入れていかないものというところで分類されているところがございます。私どもとしては、すべてのところに力を入れていきたいということではありますが、事業評価の中でこういう形で評価されたということでございます。

この58%とかいう数字につきましては、私どもの施策の中に裁量経費とか負担金とか、いわゆる恒常的に出す部分と2つに分かれています。私どものこの評価の中で出てくる分については、金額的には裁量経費で出てきているところがございますが、結果的に予算の規模としては裁量経費は100%ついているということでございます。たまたま数字的に58%になったというのは、今説明の中で幾つか言いましたけど、例えば機械経費の関係を前年比から2億円落としたとか、水産の協業施設を4億円落としたという関係でこの数字が出てきているところがございます。

私どもとしては、前年に変わらないような形で前年比100%の金額であります。内容的には、その中でも新規の分を入れながら展開していきたいというふうには考えているところでございます。

○福井章司委員

今、まさにおっしゃったとおりでね、特に水産のほうなんかは協業のほうが終わっているので、いわゆる振興——要するに農業の振興、林業の振興、水産の振興と各3つに分けると、これはもうちょっと明らかになるわけですよ。今おっしゃったみたいに100%、100%、特段このところだけだとすと下がっているという、そのトータルで計算してこういうふうになっているんでね、やっぱりこういうふうな一つの評価のされ方ということに対してというか、その辺はやはりもう少し部内でも協力をしてやっていかないと、この表だけを見ると農水は全然力入れないのかというふうな感じになってくるんですよ。その辺はもうちょっと細分化できるような方向で、部長、やっぱり意見を申すべきじゃないですか。

ちょっとこれは予算審議の中というか、全体のまさに枠配分の中の考え方の一つになってくるので、その辺のことはそういう形ですべきだと思いますが、どうですかね。

○益田農林水産部長

済みません。

冒頭にですけど、金額的には前年、私ども裁量経費と言われる部分、これについては100%いただいています。なおかつ我々が施策的にやる分についても一定の部分は100%要求の分はもらっています。特に、機械関係につきましては2億円は落としたものの1億5,000万円ぐらいとっております。水産のほうについても、林業のほうについても、今できる範疇の分については確保しております。

ただ、見せ方としましては、結果的に前年に余計仕事をしたときにその分が要らなくな

ったということでもありますので、見せ方としては一番右側のほうにそれぞれ施策の詳細別については、例えば3の7というところで、農業振興地域の保全では126.4%という数字が出ておりますので、私どもも今のところ、私どもが要求している分については確保できているし、財政当局のほうもそれはそれとして農業のほうには力を入れてきているということになっております。

○福井章司委員

わかりました。

多分、この辺のあらわし方については、もう農水というよりは多分総務的な範疇の中で判断をしなくちゃいけないだけども、これだとわかりにくいんですね。本当に各分野がどのように総体的な事業をやっているかということについて。

その辺は我々も意見を言っていくつもりですけども、きちんとした対応を皆さんもされていったほうがいいと思います。

○川崎委員

関連ですけど、先ほど部長は農林に力入れたけど水産には力入れてないような感じがしましたけど、何でこの協業体を今までは上げていったのに今度減額して進めていかなかったのか、そこんにきばちょっと聞かせてくれんですか。

○益田農林水産部長

済みません。

今、私、農林水産業全部に力を入れているというように言ったつもりで、水産がちょっと済みません——力が少なかったので、申しわけありません。

○田原水産振興課長

確かに、新年度予算につきましては、協業化施設がなくなったことによる4億円ほどの減となっております。

漁協のほうでも協業施設のほか、乾燥機の更新とかいろいろ事業メニューがございまして、それを長期の計画を立てられましてその中で落としていくというこの作業をされております。

今年度につきましては、確かに協業化施設は後に計画はされておりますけども、漁協のほうからは新年度について協業の要望がなかったということでございます。

○川崎委員

そしたら、今年度はこういう状況ですけど、来年度からの計画というのはどう組合は言っているんですか、協業に対して。

○田原水産振興課長

漁協のほうで計画をされておりますのが、協業化施設は今のところ南川副と大詫間と広江の計画が控えておるようです。今のところ、24年度に南川副地区をとということで計画はされておりますけども。



○川崎委員

これは勉強会でも聞いたんですけど、これちょっと資料を出してもらいたんですけど、5億2,000万円の内訳ですね。

○千綿委員長

済みません。ページ数は何ページですか。

○川崎委員

済みません。297ページ、水産振興課。

これ、ちょっと資料を出してもらわんと、国が50、県が15、市関係——これ市は3市2町のことですかね。この間の説明ではこの5%が——我が市がどれぐらい出しているのか。5億2,000万円に対してですね。まあ5%なら5%でよかばってん、ほかの町、市あたりの関係の資料を出してもらいたいなと思うんですね。それからまた質問していきたいと思いますので。

この間質問しとったけん、大分資料つくってっでしょう。どがんですか、委員長。

○千綿委員長

今、出せますか。

(「出せます」と呼ぶ者あり)

じゃあ、済みません。それ出してください。

(「後からいいです」と呼ぶ者あり)

はい。では、それは後もって資料が出てからということで、ほかに。

○重松委員

292ページの森林整備加速化事業ですね。これ、公民館の建設補助ということで4カ所やったですかね、この辺の——6カ所やったですかね。この補助金の内訳をちょっとお尋ねします。

○千綿委員長

公民館の名前。

○重松委員

いや、公民館の名前とその補助額。

(発言する者あり)

資料あったら。補助額を。

○千綿委員長

資料出せますか。

(発言する者あり)

○重松委員

そしたら出してください。

○千綿委員長

じゃあ、資料で。

済みませんが、ほかに。

○重松委員

いやいや、まだ続いて。

この場合は、いろいろ補助要件があったと思うんですよね。県産の間伐材を使わないか  
んとか。今、特に……

○千綿委員長

県産材。間伐は違う。

○重松委員

県産の乾燥木材ですかね——を使わないかんとかあったけども、何%とかあつでしょう。

今、東北地方が未曾有の大津波で木材の家はほとんど壊滅となりましたんで、例えば鉄  
骨でその中に県産の木材を何%使うとか、そういうことはできるんですか。すべて、基礎  
から県産の木材を使わないかんとですか。その辺、ちょっとよくわからんので。

○吉谷森林整備課長

県産材については、50%が上限というふうになっています。余計使うのは幾らでもいい  
です。——最低限が。済みません。50%以上というふうになっております。

○川崎委員

ちょっと、まだ私もわからん点があるんですけど、この公民館にということであるん  
ですけど、さっきの水産関係に関連すつですけど、協業体ですね。昨年あたりも木材でほと  
んどつくつとっわけですよ。もっと二、三年前までは鉄骨やったですけど。これに対して  
は、やっぱり協業体に対しての補助というのは、市としては考えてなかったんですかね。

○吉谷森林整備課長

協業体については、補助はしておりません。

ただ、富士大和のほうから材料はとっていただいております。

○川崎委員

だから、補助をするという県との話し合いの中で、そのあれはなかったわけですか。ま  
た来年度から水産振興課も協業体という計画があるものですから、鉄骨よりか木材を使う  
ように組合にも指導していると思うんですけど、その中でやっぱりですね、ある程度の利  
用価値の出るような補助の仕方、県あたりにも要請しながらできないか、できなかったの  
か、どうでしょうか。

○森林整備課林政係長

この事業につきましては、県産木材が2分の1ということで、事業主体が自治会までがぎ  
りぎりの線だったものですから、協業施設というのは対象にならなかったということです。

また、この事業は23年度までの事業ですので、新しく採択というのは難しいと思います。

○久米委員

270ページの13節の委託料ですね。委託料1,718万4,000円と271ページの19節の負担金ですね。この中に、最初の委託料もこの前の勉強会のときですかね、ワイヤーメッシュのどのと言われたように思って、また鳥獣害対策協議会負担金で1,674万9,000円もワイヤーメッシュの負担金。ここら辺の、ちょっと詳しく説明をお願いしますけど。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

まず、271ページの鳥獣害対策協議会負担金1,600万円です。19節の上から3つ目です。これはワイヤーメッシュ及びイノシシの捕獲等につきまして、佐賀市の鳥獣害対策協議会への負担金という形でございます。

それともう1つ、13節の委託料につきましては緊急雇用、これを活用しまして、ワイヤーメッシュの設置に係る指導及び管理台帳の作成を行うための委託料でございます。以上です。

○久米委員

そしたら、協議会負担金といったら資材費に1,600万円使ったとですかね、これは。協議会負担金で1,600万円。

○千綿委員長

詳細をそしたらいいですか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

1,674万円の負担金のことということでよろしいですか。

(「1,674万円」と呼ぶ者あり)

これでございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

これにつきましては、先ほど申し上げましたように資材費、これにつきましては100%、23年度は国が補助をするという形になります。しかしながら、労務費についてはすべて受益者が負担をしろということでございます。

22年度までは、実は施設費に対して55%の残りを受益者と市が半々で、法適用区域については22.5%、市が1台ごとに負担をするという形になっておりましたが、23年度については市の負担がゼロという形になっております。ですので、これ議案勉強会のときにお話をしておりましたが、最終的にはある時期に減額をさせていただくという形になります。

この制度がことしの2月に国を通じて県のほうから説明がありましたので、予算編成上、この額を確定することはできておりませんので現段階で1,600万円計上しておりますが、最終的に市の負担がどんと23年度落ちますので、ある時期に減額をさせていただくという形で御了解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○久米委員

その項目の3つ下に、有害鳥獣駆除対策費補助金、141万円ですね。141万円ありますけれども、さっきのは、要するにもう入ってこない対策じゃないですか。要するに駆除の対

策費というのはこの141万円になるんですか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

これにつきましては、ドバトとカラスの駆除の分ということで御理解いただきたいと思  
います。

これにつきましては、JAがドバト駆除またはカラス駆除を実施しておりますが、この  
経費のおおむね2分の1について補助しておるという事業でございまして、イノシシとは直  
接関係ございません。以上です。

○久米委員

ことしでしたかね、2月ぐらいに嘉瀬地区はカモから物すごく被害を受けて、何か対策  
をなされとったわけですよ。この23年度予算ではそういったカモの対策費とかは入ってな  
いわけですかね。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

先ほど言いましたドバト駆除とかカラス駆除の中で、一部カモを捕獲するということは  
ございますが、その被害等に対しての支援とかそういうものについては現在、計上してお  
りません。

○久米委員

いやいや、被害のあれじゃないです。カモを駆除するための補助です。

○千綿委員長

これに入ってますかということ。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

入っております。

○久米委員

その2分の1助成というのは、どこら辺の積算の2分の1なんですか。

○農業推進課農政係長

具体的な積算根拠というのは、農協さんのほうから上げられる——まあ、猟友会が実際  
していただきますので、そちらの方の人件費的な部分であるとか弾代といいますか、そう  
いった必要経費の分の半分という形になります。

○久米委員

イノシシの場合は、ワイヤーメッシュの設置費用はここに出てますけども、前はイノシ  
シも猟友会による駆除があつとったそうですけど、そういったほうはどがんなつですかね。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

イノシシの直接なですわね——例えば猟の駆除等によりましては、271ページの19節負担  
金、補助及び交付金、この中で猟友会に対しまして北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会  
負担金という形で吉野ヶ里町と神崎市、それと佐賀市が一体となりまして、猟友会による  
銃器による捕獲等について、この協議会の中で負担をしながら行っているということでご

ざいます。

なお、一部につきましては、佐賀市協議会の中でも箱わな等の設置については行っているというところがございます。以上です。

○久米委員

そしたら、今佐賀市の北部地域でも猟友会による駆除は行っているということですかね。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

そういうことでございます。

○久米委員

ちなみに22年度の実績なんかはわかっていますか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

イノシシにつきましては、佐賀市が22年度1,629頭でございます。

なお、北部協議会全体では2,166頭という形になっております。

○久米委員

ちょっと変わりますけど、その列の下から2番目、特産物推進協議会補助金ですね。今度、新規だったと思いますけど、もうちょっと詳しくいいですか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

1つは、さがん農業トラック市を開催します。これにつきましては、農業の農産物のみならず、水産、林産物、これも含めまして、トラックをおおむね今のところ30台程度連ねまして、市内を年4回、キャラバン隊をつくりまして実施をするということで、まず4月24日に第1回目の開催を予定しております。その後につきましては、市内で南部に1カ所、北部に1カ所、最後には中心市街地という形で考えております。

それともう1つは、さがん農業サポーター登録制度ということでございます。これは今、農業がもう少し元気にならんといかんということで、いろんな農業の情報をマスメディアを通じて流す、もしくは登録をいただいた方には直接ダイレクトで携帯メールとかパソコンに直接送りながらですね。

もう1つは、多様な担い手という形で、市民がいろんな農作業について営農支援をしていくというところまで拡大をしながら進めていく、ある意味ではシステムをつくりながら進めていくという取り組みでございます。以上です。

○久米委員

この協議会はどのように——今から作りよつとですかね。どこにありよつとですかね。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

既に協議会は設置をしております、J A、市、県、それからですね……

○農業振興課地産地消推進係長

協議会の構成でございますけれども、市とJ A、それと食生活改善推進協議会、それから消費者グループ協議会、それと若手農業者、これは青年農業者クラブですね。それとあ

とはファームマイレージ運動とかに協力いただいている小売店の代表者の方です。以上です。

○重松委員

トラック市ですね。一応30台予定されているということですが、これは一般募集されるのか、それともJAが協議会の中に入っておられますんで、JAの支所あたりに何台ずつとか予定されているのか、その辺ちょっと。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

本年度につきましては試験開催という形でやりますので、こちらのほうからですね、いろんな——今JAさん、それから直売所の関係、いろんなJAの関係の各部会、そういうふうなところに随時声かけをさせていただいております。

あくまでも、現在、随時声かけをさせていただいておりますので、目標が30台ということでございます。以上です。

○山本委員

先ほどの関連ですけれども、271ページの真ん中ほどに有害鳥獣駆除対策補助金というふうに書いてありますけれども、この計画、年度を通して計画がどのようになっているのか。それと2分の1の補助というのは、どういう形の中で出てきたのか。

なぜならば、いわゆる合併前は猟友会にお願いしないとこれはできませんもんですから、農家の方が勝手に撃つわけにもいきませんし、そういう形の中で猟友会にお願いして人件費、あるいはその原材料というですかね、それを出していったと。もちろん、日当を出さないと猟友会の方も生活がかかっていますから。だから、そういうふうなことで2分の1になったのがいつからなったのか。

それから、補助するのはJAさんなのか、猟友会なのか、どうなのか、そこら辺はどのようになっているのかお願いしたいと思います。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

まず駆除の時期でございますが、基本的にはカラス、ドバトにつきましては平たん部、旧市街地から平たん部のほうが多うございますが、駆除の時期は麦の播種時期及び大豆の播種時期のおおむね年2回という形で、ドバト、カラス、サギ等の駆除を行っております。

なお、この経費につきましてはおおむね2分の1ということでございます。基本的にはJAが実施した経費に対してその2分の1を負担するというので、本来JAさんの持ち分の部分、市の持ち分の部分という形で50%ずつという形でございますが、これにつきましては合併前の時点からそういうふうな形をなされているという形で、その後も市が引き継いでおる状況でございます。

○山本委員

今の説明では、いわゆる平たん地、中部から南のほうですか——の該当と思うんですが、私はそのように理解いたしません。

というのは、山間地もいわゆる大豆は少ないですけども、何が発生するかとなれば田植え時期がもう5月で終わるものですから、まずサギがやってくる、カラスがやってくる。そういうふうな形の中で、もう踏み倒してしまうわけよ。田んぼの中に入ってしまっ踏み倒してしまう。だからカラスとか野バトなんかはもちろん、秋口には必要なんですけども、一番必要なのは田植え時期にサギとカラスの退治をやらないかん、山間部では。

だから、そうすることについてJAさんが主体ならば、JAさんに農家の方が言えはいでしょう、それも入っているんでしょう。今の説明では入ってないんですけどもどうですか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

入っております。

○山本委員

それで、結局は農協がその事業主体になって補助金を出すということでございますけれども、例えば山間地におれば、農家の方が負担せないかんと、事実上そういうふうになるんですよ、現実として。もちろん、その利益も滞りますけども、しかし合併前はそうじゃなかったんですよ、現実的に。だから、どこでどのようにそのように変わったのかお示し願いたいんです。

○農業振興課農政係長

合併協議の中で、佐賀市の例によるという形で行っていくというふうになったと聞いております。

○山本委員

合併時に佐賀市の例による——これはほとんどが——80%から90%が佐賀市の例によるとなっております、現実的に。

しかし、現実がそうじゃないならばね、これは変えていかにやいかん。そうしないと農家の方は非常に困る。

だから、それが本当に妥当かという整合性もとらないかんとおもいます。だから、そこら辺をきちんととっていただきたいとおもいます。

なぜ、山間部で猟友会の方は撃っていいけども、なかなか許可がもらえんすもんねというような意見を昨年も聞きました。農家の方からはカラス駆除、あるいはサギが佐賀平野のほうから山に登ってくるんですよ。

(発言する者あり)

いやいや本当ですよ、現実的に。だから、20羽も30羽も群れで来るんですから。だから、そこら辺はひとつ実態調査をして、遺漏のないようお願いしたいと思いますし、2分の1の負担ももうちょっと詳細にわたって、本当にどうすべきかということも研究してください。お願いしときます。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

まず、事業主体が現時点でJAさんということになっておりますので、まずJAさんの実態を早急に聞き取りをしまして、もしその山間部をJAさんが取り組むということであれば、前向きに検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○山本委員

わかりました。じゃあ、次のほうにいきます。

271ページの19節の負担金ですかね、北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金、これが先ほどから言うところのイノシシの駆除対策費ということでございますけれども、この問題についてちょっと質問したいのは、いわゆる猟期間が11月15日から2月15日ですかね。

(「はい、猟期間です」と呼ぶ者あり)

その期間の駆除の報償費の2万円ですかね——今2万円でしょ、支給しているのは。それで、その猟期間中はその報償金は出さないということになってますかね、ちょっと確認の意味で。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

報償費につきましては、猟期間以外で私どもがお願いをした4月から10月までにつきましてそれぞれの頭数ごとに——例えば、1頭から700頭までは2万円、701頭から3,000頭までが1万円というふうな形で……

(「1,300」と呼ぶ者あり)

1,300頭までが1万円という形で、ランクごとに分けて報償費の支払いをしております。以上です。

○山本委員

ちょっと聞き取れなかったんですけども、頭数によって報償費が違うということですかね。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

はい、そういうことでございます。

○山本委員

ちょっともう1回、そこをゆっくり説明願いたいと思います。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

まず1頭から700頭まで、これが1頭当たり2万円で、701頭から1,300頭までが1万円という形で報償費を支援しております。

○山本委員

その1頭から700頭までは2万円、701頭から1,300頭までは1万円。それ以上も、もちろん1万円だと思ってるんですけども、それはどこで区切りするんですか。

○農業振興課農政係長

この報償費につきましては、佐賀と神崎市と吉野ヶ里町、3市町での計算になりますの



で、この1頭2万円、あるいは1頭1万円というところは、予算計算上の基準というふうな位置づけでお考えいただきたいと思います。

吉野ヶ里で1頭目がとれて佐賀で1,300頭目がとれるとかいうわけではございませんので、どの段階でその700頭であるとか1,300頭目がとれたかというのはわかりませんので、結果としてこれは案分という形でお支払いをするということになります。ですから、700頭以内でもし終わればすべて2万円と。

○千綿委員長

事後精算ということですか。

○農業振興課農政係長

事後精算です。

1,300頭までの捕獲頭数が北部鳥獣協議会のほうで予算化されているということになっております。

○千綿委員長

ちょっと待って。

そいぎ、今までの例えば累計で、過去何年間かで頭数の推移とかはわかりますか。

○農業振興課農政係長

はい、わかります。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

佐賀市の分だけでよろしいですね。

○千綿委員長

ただ、全体ででしょうもん。その3市町で全体の頭数なんでしょう。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

はい、全体の頭数になります。

○千綿委員長

だって、全体で言わんとわからんじゃないですか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

資料をじゃあ、北部の分。

○山本委員

その続きですけども、その701頭から1万円というのはなぜですか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

かつては、イノシシについては、例えば平成17年度であれば、佐賀市においては484頭と。22年度は1,600頭までふえておりますが、かつてはその予算の範囲内で頭数自体が全体的に少なかった。北部全体でも700頭から1,000頭ぐらいでおさまっていたということでございますので、最初の部分で2万円を支給して、それ以後については少しずつ薄くしてという形にしております。

ただし、現実的には猟友会のほうで、例えば700頭と701頭目、705頭目という境はございませんので、猟友会の中で最終的には事後で幾らか調整をしていただいているというような状況がございます。

○山本委員

その2万円に対する県の補助金はないですか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

県については、4月と5月につきまして一斉捕獲ということで、平成22年度までは1頭につき1万6,000円の補助が出ております。

○千綿委員長

市と別に。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

市と別にです。

○山本委員

じゃあ、もっと聞きますけどもね、イノシシは少なくなっていないんですよ、現実にも多くなっています。

ワイヤーメッシュも張っていますけども、今度はワイヤーメッシュを張っていないところに——いわゆる今度は山林に入ってタケノコを食べてみたり、いろいろこう——全部荒らしてるんです。

だからこのイノシシを——これは全国的な問題ですけども、いかに減らすかなんですよ。幾ら囲いをして、彼らはやっぱり生息していかないかんもんですから、どっかでそういう被害をこうむるといふ形の中にあるもんですから。

ただ、私は初めてここで聞くんですけども、2万円から701頭から1万円に下がったというのはいつからですか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

後もって、担当係長が来てからまた説明させていただきます。

○千綿委員長

資料を出したときに。

○山本委員

このイノシシの被害というのは年々増しているんですよ、被害が。だから、その辺に対して農家の方は非常にこれに対する怒りを感じておられるし、いわゆるメッシュはなるだけ張ろうということでやってもらっておりますけれども、それでもメッシュの下をくぐって今度入るんですよ、彼らは利口ですから。そんな被害ももう出ているというような状態ですから、いかにしてイノシシを少なくするかが基本なんですよ、対策というのは。幾ら周囲を張ってみても、もうふえることは間違いありませんから頭数を減らさないかん。頭数を減らさん限りは、猟友会とか、あるいは農家の皆さんに免許を取ってもらって、そ

して頭数を減らしていく、それで対策を立てていくというのが一番理想なんですよ、本来は。

だから、そこら辺の考えをもうちょっとこう執行部の方は考えてもらって、どのような対策の中でイノシシを減らしていくかということをやっぱりやってもらわんと、もうイタチごっこなんですよ、現実には。

例えば、水稻栽培でいえば、ちょうど彼らが来るときはもう稲刈りを1週間後にやろうとするとときに彼らが来るんですよ。

(発言する者あり)

それはもう笑い事ではございません。だから、ここら辺でですね、1年分がもう1回しかとれませんから、もうめっちゃめっちゃになってしまうと。水稻の共済の被害なんかもわずかなもんですよ。

だから701頭から1万円とかなんとかじゃなくて、やっぱりこれについては極力——そりゃあ、猟友会の方も生活がかかっていますから、やっぱり土曜とか日曜しかとれませんよ。ある程度ね、その銃とかなんとかということで出してもらえばしてもらいかもわかりませんが、やっぱり生活がかかっていますから自分を犠牲にしてはなかなかとれないんですよ。そうすれば、もうだんだんふえていくという状態じゃないですか。

だから、農家の皆さんにも協力してもらって、わなをかけてくださいということで相当わなをかけてもらっておりますけども、イノシシのやつは利口ですから1回わなにかかって逃げたらもう入らないという習性があるそうです。

だから、そこら辺をしっかりと考えてやっていかにやいかんし、いかにして猟友会に頼むかが基本ですから、そこら辺をもうちょっとこう掘り下げて、やっぱり検討、協議をやってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

まず、イノシシの捕獲につきましては、猟友会のほうとも綿密にお話をしながら頑張っていると思います。

先ほど言いましたように、例えば平成17年度に佐賀市で484頭だったものを今年度は1,600頭まで頑張ってとっていただいたということで、猟友会については私どもと一緒に頑張っていただいております。

ただもう1つ、それに伴う報償費の部分につきましては、例えばこの北部協議会の中で報償費を一括して出しておりますが、佐賀市及び吉野ヶ里、神崎市、一体となつてつくった協議会でございますので、その中でこの話についても協議会の中でまた議論をさせていただきたいというふうに思っています。以上です。

○山本委員

再度にわたって質問しますが、現場のことをよく知らんとね、机上だけでやったらだめなんですよ。

だから、その1頭のイノシシをとるためにはですよ、猟友会がとるためには何人必要と  
思いますか。大きな山に入ってするためには何人1組ぐらいで行っておられるか、御存知  
ですか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

おおむね猟友会のほうから聞いておりますのが、3名から4名ぐらいの1組だというふう  
には聞いております。

○山本委員

3名ではまずとれません。最低でも5名は必要なんです。犬もですね、100万円以上する  
犬ばかり持ってあるですよ。いい犬でないととれないものですから。犬が頼りですから。  
そういう高価なやつも、いわゆる自分の趣味といえば趣味かもわかりませんが、イノシ  
シを駆除してやろうという——自分の私財を投げ出して、そしてこうやってもらっている  
人もおられます、現実に。

だから、そこら辺を含めて、例えば犬に補助しなさいとか何とかと、そんなことは言い  
ませんが、せめてイノシシを捕獲してもらったならば、701頭目も2万円やりますよ  
と。そのぐらいのことはきちんと、やっぱりやるべきだと私は思いますけどもどうですか  
ね。

○杉山農業委員会事務局長

協議会の中では、今現在市と町ですけども、それとJAさん、それと森林組合が負担金  
を納めていただいておりますし、その中にも猟友会の代表者が委員として入っていただい  
ています。

ですから、そういう決め事もその協議会の中で決定されていますので、こういう意見が  
あったことは、また副部長が委員として出ておりますので意見が出される、協議されると  
思っております。以上です。

○山本委員

協議会は協議会で議論はありましようけども、やっぱり個々にお話を聞けば、例えば私  
が住んでいるところは三瀬村ですけども、やっぱり不服、不満がたくさんあるんですよ、  
現実に。

今でいう701頭目は1万円じゃないですか、現実に。そこら辺はやっぱり、もうちょっと  
考慮してもらわんと。猟友会の皆さんは私財を投入してほかのところでやっていますから、  
そのくらいは当然やっぱり行政としてすべきと思うんですよ。

それと、一つは県のほうにももうちょっと働きかけて、市はこれだけ負担していますよ  
と。だから県のほうも出してくださいと。県民税をあなたたちとっているじゃないですか  
と。こんなことぐらいは言って県と交渉したことがありますか。そこら辺をちょっとお尋ね  
します。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

県の一斉捕獲につきましては、私ども、先ほど杉山局長が言われるように、同じ協議会の中に県も入っておりますので、当然のことながら県に対しては強くこれまでも要望してきております。

そういう中では、私どもの考えというのは重々協議会の中に入っておりますので、意見としては十分にわかっているというところでございます。

○千綿委員長

済みません。

山本委員にちょっとお話をしたいと思いますが、これ、市単独で決められん予算でもあるわけですね。先ほど言った協議会の中で、例えば各構成市町の中で協議会をつくってそこで決定していますので、これは要望として言われる分は構いませんけど、これ以上になると堂々めぐりになってしまいますので、この辺である程度、執行部のほうも協議会の中で話をするということございますので、決定に関しては各協議会の中でしかできんわけですよ。県に関しては、ちょっと負担金とは離れてきますので、基本的にこれが余り続いても結果は一緒かなと思いますが。

○山本委員

わかりました。

だから、私が言っているのは佐賀市の、例えばここは経済企業委員会ですから、こんな意見が出たと。是が非でもやってくれという要望が強かったと。だからどうですかという、佐賀市からでも提案するよなね——いや、みんなで決めますから佐賀市だけではどうしようもありませんよということではなくて、もっと一步踏み込んで、そして県にも要望して、そしてこれだけ被害をこうむっていると。だから県も県民税もあるじゃないですかと。だから県のほうも出してくださいよという強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。終わります。

○川崎委員

この北部地域有害——広域、まあちょっと私がわからんもんで、広域駆除対策協議会、これは何で佐賀市だけで——何で神埼、また吉野ヶ里町ですか——が入ったのか。

そして、この負担割。負担割もちょっと教えてもらいたいし、それとこの猟友会の組織というのはどうなっているのか。佐賀市に南部、旧佐賀市、また北部、いろいろ全体的に何人おられるのか、その組織的なあれを教えてもらいたいと思います。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

まず組織でございますが、市町は先ほど申し上げましたように佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町の2市1町という形になっております。

構成員としましては、農業協同組合がおりまして、これは佐賀県農業協同組合の富士統括支所、それから神埼郡統括支所、それから佐賀市統括支所、佐城統括支所という形になっております。

なお、森林組合としましては、富士大和森林組合、神埼郡森林組合という形になっております。

なお、それぞれの割合に応じまして、それぞれ協議会の負担金を出し合いながら運営を行っているというところでございます。

負担金につきましては、佐賀市が577万2,000円、神崎市が288万6,000円、吉野ヶ里町が144万3,000円。JAにつきましては、富士町統括支所が178万5,000円、神埼郡統括支所が238万円、佐賀市統括支所が119万円、佐城統括支所が178万5,000円。それに森林組合でございますが、富士大和森林組合が1万8,000円、神埼郡森林組合が1万8,000円、合計の1,727万7,000円でございます。

○川崎委員

この負担割、先ほど言われましたけど、比率的に何でこういうふうになるのか。その理由を述べてもらいたい。

それとあと1点、最初言うたように何で広域になったのか。ちょっと、その点わからんもんですから。佐賀市だけで何でされないのかですね。事情のあったとでしょう、これ、広域になろうでは。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

後もって、答えさせてよろしいでしょうか。

○千綿委員長

はい、わかりました。

川崎委員、後でいいですか。資料が出てからということで。

ほかには。

○重松委員

285ページの農道整備事業ですね。これの23年度の舗装の総延長距離ですね。

それと場所がわかればちょっとお尋ねいたします。

○農村環境課副課長兼農村環境整備係長

舗装の総延長が、旧佐賀市でいいますと鍋島、嘉瀬、北川副、巨勢を予定しております、計2,860メートルを予定しております。

南部支所管内で申しますと、全体で2,410メートルを予定しております、合計5,200メートルほどの計画でございます。

○重松委員

この農道の管理主体というのは、もう佐賀市はほとんど佐賀市が管理しているんですかね。土地改良区とかそういったところはないんですか。

○農村環境課副課長兼農村環境整備係長

圃場整備でつくりました農道のうち一定要件の農道——幅員が4メートル以上で、公道から公道につながっている道路については佐賀市で管理しております。

それ以外につきましては土地改良区での管理をお願いしております。

○重松委員

この8,100万円の補助——財源の内訳、国庫補助とか県の補助、わかりますか。

○農村環境課副課長兼農村環境整備係長

工事費が7,700万円ほどございますけども、そのうち2,550万円、これがふるさと農道緊急整備事業という県の交付金事業でございまして、交付金が9割、それ以外は佐賀市の単独費になっております。

○西村委員

265ページで農業者年金ということがありますが、これがどういう状況か、順調にしているもんか、加入者の状況を教えてほしいと思います。

○農業委員会職員

農業者年金につきましては、旧年金から新年金制度にかわりまして、現在、全国で10万人の加入者の運動をやっております。それが達成していないわけですけども、佐賀市でも3カ年目標を立てまして、今年度は20名、きょうも振興部会を開催しましたけども20名の中で10名の加入ということで、農業委員さんを加入推進部長としまして農業委員、JA、それと農業委員会と組んで、この制度を老後の生活安定のためということで推進しているところでございます。

ですから、目標を掲げながら努力しているということを報告させていただきます。

○西村委員

だんだんもらう人がふえてきて、減ってきているんじゃないかという気がしますが、その辺いかがですか。

○農業委員会職員

旧年金制度についてはもう加入ができませんので、あとは減少の傾向ということで減っていくわけですが、新年金制度は積み立てて、いわゆる拠出型といいますか、自分が掛金で老後に備えるという形の年金ですので、運用型といいますか、個人年金制度がありますがそれと同じような制度でございまして、一時期、旧制度で減少した分をもっと老後の生活安定のためにふやしていこうということで努力はしております。

ですから、受給者は一応旧年金制度が終わりましたので、今いただいている方がなくなれば減少するという形になります。以上です。

○西村委員

何か、風前のともしびみたいな感じがするわけですけども、何か補助とかそういう方法はないんですかね。

○農業委員会職員

認定農業者等に対しては国の補助等がございまして、認定農業者で青色申告者等については国の補助が半分というようなことで5つの加入条件がありまして、分かれております。

この条件を満たせば、国からの補助があるということです。以上です。

○西村委員

その条件というのは、満たせるような今後の見通しがよいほうにあるんですかね。余り難しいとないと思うんですが。

○農業委員会職員

先ほど申しましたように、認定農業者で青色申告者の方に対しては半分、それからあとはその認定農業者で青色申告者の方と家族協定を結べば、その奥さんとか後継者が入れるような支援がございまして、それについても半分というようなことで、なるべく入りやすいような制度になっております。以上です。

○西村委員

入りやすいならどんどんふえていくはずですけども、入りにくいからふえていないんじゃないですか。その辺をもう少し対策を。

○農業委員会職員

最近、担い手とかそういう方たち——農業従事者全体が少なくなっておりまして、そういうことで入りやすいように国の補助をつけたというようなところでございます。

○千綿委員長

ぜひですよ、パンフレットを皆さんにやってください。多分御存じないかと。私は知っていますけど、皆さんでアピールして——15万人の佐賀市の目標もありますので。

○農業委員会職員

後もって、パンフレットをお配りしたいと思います。

それから19年度から22年度まで3年間計画がございましたが、今の計画ではなく、前の計画ですが、これは計画では61名でしたが佐賀市は68名入っていただいております。以上です。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

先ほどのイノシシの関係でございます。

まず、2市1町、北部地域で捕獲しましたイノシシの頭数でございますが、資料を見ただけで、資料の右からずっと17、18、19、20、21年度ということで挙げておりますが、17年度の計のところを見ていただきますと、平成17年度に650頭、18年度に1,722頭、19年度に877頭、20年度に1,233頭、21年度に1,279頭ということで、本年度が2,166頭という形になっております。かつては表年、裏年というのがございましたが、近年はすべて表年という形になっております。

それともう1つ、北部協議会への負担金でございますが、まず1つが市町、これは旧市町ごとに7つの市町がございます。旧佐賀市、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村、それに神崎市につきましては、旧神埼町、旧脊振村、それに吉野ヶ里町につきましては、旧東脊振村という形になっておりまして、それぞれの旧市町ごとに144万3,000円、そしてJAにつきま



しては12市町ございまして、それぞれに59万5,000円、森林組合につきましては2つの森林組合に対してそれぞれ1万8,000円という形で割合を定められております。以上です。

○千綿委員長

ついでなんで、もう1つ資料が来ていますよね。自治会。

○吉谷森林整備課長

自治会の内訳でございますけど、先ほど言いましたように6自治会でございます。

それで、事業費については該当する部分としない部分がございますので2分の1ちょうどにはなっておりませんが、該当する項目を合計した残りの2分の1ということをお願いしたいと思います。それと、事業費については消費税は抜いております。以上でございます。

○千綿委員長

資料を請求された方、以上説明ありましたけど・・・まだ。

○田原水産振興課長

A4の縦長の資料なんですけども、県有明海漁協広域施設整備に係る県市町負担の試算という資料でございます。

先ほど、私冒頭の説明で事業費が約5億2,000万円ということで申し上げました。今回、補助率を積算するに当たりまして、補助対象額を5億円ということで算定をいたしております。その下に各市町の補助ということで5%、2,500万円ということが補助金になります。その下が、カキ殻市場たいへの出荷枚数で算出をいたした表でございます。漁業者割とか漁家数割とか作数割とかいろいろ算出方法ございますけども、一番は実際使われている出荷枚数で実際利用されている数字が一番適切、妥当であるということで、この数値を算出しております。

佐賀市のほうが一番漁業者の規模も大きゅうございますので、市町負担割で1,410万円ということになっております。以上でございます。

○農業振興課農政係長

イノシシの広域駆除の関係で、なぜ広域かという御質問があったということでございますけれども、やはりイノシシというのは行政区を認識しておりませんので、山が連続しておればそこは継続しているということから1つの市町で——これが始まった当時は、昔の合併前の旧市町村という形でありましたんで、連続した大きな範囲でしたほうが効果的であるというふうなことから広域になっております。

○千綿委員長

ちょっと待ってください。

まず、ちょっと川崎委員。

(「今の」と呼ぶ者あり)

では、その前に山本委員。

○山本委員

今、貴重な資料をいただきましてありがとうございました。

それで、ちょっともう1つお願いしたいんですけども、一番下のほうに銃とくくりわなと箱わなという内訳が書いてありますけれども、この銃とくくりわなと箱わなの免許を取得している方が旧町村別ですべてがわかるならわかる範囲で、後でいいですから資料を出してもらいたいと思います。

なぜ申すかといえば、この方たちがやっぱり主体的にならんと、普通の農家の方じゃとれません。だから、この方をいかにふやすかも1つの問題だろうと。参考にしたいものですから、資料の要求をお願いしたいと思います。

それともう1つ、この免許を取るためにどれだけの費用が要するのか、年間経費と取得するための経費、それをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○農業振興課農政係長

後もって提出をいたします。

○千綿委員長

ほかには。

それじゃ、川崎委員いいですか。

○川崎委員

そしたら、ちょっと私ようわからん——この171ページの北部地域、先ほど質問しよったですけど有害鳥獣駆除対策補助金、このドバト、カラス、まあいろいろチャボとかあつですけど、これも広域的に飛んでいくもんですからね。

先ほど、イノシシも隣に行くと言うばってん、何でこれは広域的な対策をしないんですか、そしたら。

それとあと1点、ドバト、カラス。やっぱり猟銃で撃ちよるわけですか、カラスも。撃って、何羽殺したとか、その対策、どういうふうにされているんでしょうか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

ドバト、カラス駆除につきましては、合併前のそれぞれの市、町で実施してきたものを、合併後には全佐賀市の中で取り組んでおるということでございます。

当然のことながら、隣の大川市とか柳川市とかそういうところでも、神埼市のほうも実施をされておりますが、それはそれぞれの時期によってそれぞれ広域では行っておりませんが、行政間で連携をとりながらやっておるところでございます。

(発言する者あり)

○農業推進課農政係長

済みません。失礼しました。

有害鳥獣の駆除でございますけども、その駆除の許可を申請していただければ、許可は期間と数量を区切ってということにはなりますが、駆除は許可が出せます。

ただ、その際に銃とかを使うというようなことであれば、当然その銃の免許、それから

銃を使用するに当たっては猟銃を使ってはいけない区域というようなものもございますので、場所によってその辺を守っていただければ出せるということになります。

○川崎委員

ですから、先ほど言ったようにその猟友会の組織ですね。それ、資料、出さるっですか。例えば南部、中部、山間部までいろいろ——2市1町ですか。どれだけの人数がおるか、ちょっとわからんもんですから、参考のため資料をお願いしたいと思うんですけど。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

例えば、佐賀県内でドバト駆除をやっているような地域の全体的な資料ということでしょうか。

例えば、佐賀市のほかには神崎市がやっているとか、そういうような資料…

○川崎委員

私が言いよったとは、先ほどのイノシシの件で言いよったです。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

猟友会の組織構成とかということでしょうか。

(発言する者あり)

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

じゃあ、後もってまた、それ出させていただきます。

○川崎委員

先ほど、水産振興課から資料に基づいて説明がありましたけれども、この当初予算の勉強会の説明の中で5億2,000万円と公表しとる中で、資料提出したら5億円ですね。何でが、間違いば出したですか。2,000万円も。

○田原水産振興課長

先ほどちょっと触れましたけども、総事業費は5億2,000万円ほどですけども、補助対象額を5億円ということで決めさせていただいたということでございます。

○川崎委員

しかし施策としては、勉強会では総事業費を5億2,000万円と実際に言うところなんです、私も5億2,000万円と書いてつけんが。そして先ほどの説明も総事業費5億2,000万円と。今資料提出したら5億円ということでしょうか。

○田原水産振興課長

補助をするときの対象額を5億円ということで、こちらのほうで決めたということでございます。

○川崎委員

それならそれでいいです。

そしたら、白石町にこれをつくるに至って、我が佐賀市は全体的に何カ所つづすわけですか。

○田原水産振興課長

諸富と佐賀市、東与賀です。3カ所を廃止するというところでございます。

○川崎委員

そして、この白石に全体的に——ほかのところはどこをつぶすんですか。

○田原水産振興課長

全体で有明海漁協管内に8カ所の施設がございます。

先ほど、佐賀市につきましては3つ廃止するのを行いましたけども、もう1つ、南川副に施設がございます。それ以外に、白石のほうに2つ施設があります。あと、鹿島市のほうに1つということで、最終的には佐賀市が1つ残って、白石が2つ——はそのままですね。それと鹿島が1つと、それと新しい施設で、全部で5の施設で回していくということです。

ただ、平成32年度までには南川副の分も廃止をして、さらに統廃合を進めていくということで、最終的には4施設で回していくということになります。

○川崎委員

いや、私が聞きよるのは、東与賀、佐賀市、諸富で今まで採苗していたけど、それをつぶすとでしょう。そのほかの地域——小城とか白石、鹿島、太良はないわけですか。採苗場をつぶすのはないわけですか。

あと1点、この56.4%、佐賀市。これはどういうふうなあれで積算したですか。

○田原水産振興課長

表の大きい表でございますけども、中ほどにカキ殻市場たい出荷枚数ということで、17支所の総数が、ちょうど真ん中のものですが、支所別計が482万1,000枚ほど数字がございますけども、これがカキ殻出荷枚数の取扱量です。

これをそれぞれの支所ごと、各市、町ごとで割合を出しまして、それに対して算出をしたということでございます。

○川崎委員

わかりました。

そしたらこの白石町にできるこれ、何と言うですか、建物に対してこれ負担すっでしょう。土地関係はどがん土地関係になっとっですか。

○田原水産振興課長

土地は町有地でございます。漁港区域内でございます。

○川崎委員

白石ですか。白石町の屋敷。これ最終的にはどうなっですか。やっぱり組合の屋敷になるわけですか、買い取りすることになるんですか。

○田原水産振興課長

貸し付けになると思います。

○平原委員

資料番号の3番の278ページ、2点お伺いしたいと思います。

嘉瀬川ダムに関連ですけど、嘉瀬川ダムがほぼ完成ということで貯水状況になってい  
ますけれども、今回周辺の施設管理とか、また施設の整備事業とかも出されていますけれど、  
嘉瀬川ダム関連で農林部がされている事業がどういったものがあるって、国がどれだけの負  
担をされて、国、県補助とか市の持ち出しがどれだけかというのが、その辺が知りたいの  
ですけれども、その辺は一覧か何かありますか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

農林水産部全体的にとのことですか。

(発言する者あり)

まず、農業振興課のほうで取り扱っておりますのは、鷹ノ羽のモニュメント公園の整備  
2,700万円ということでございまして、これはダム対策基金を充当しております。その部  
分でございます。

○松延農村環境課長

農村環境課関係で圃場整備が須田と菖蒲地区でやっております。

あと最終年度なんですけど、換地処分委託料として合わせて200万円でございます。それ  
につきましては、もうダム事務所のほうからすべていただいている内容でございます。以  
上でございます。

○平原委員

ということは、次年度というか、23年度以降については市の持ち出しというのはもうな  
いという認識でいいわけですね。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

そういうことでございます。

○平原委員

もう1点ですね。

松梅地区の活性化施設の整備の寄附金として、ずっと毎年500万円ずつ寄附金をいた  
だいてますですね。これで寄附金が現時点でどれだけ集まっているのか。

それで、この寄附金を使ってどのような事業をされようとしているのか。地元の協議会  
とかあると思いますけれども、今どういう議論がなされていますか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

そよかぜ館からの寄附につきましては、現時点で小さい端数までは申し上げられませ  
んが2,700万円でございます。これにつきましては、平成19年12月の確認書の中で取り組  
めたものでございます。これにつきましては、そよかぜ館の今後の大規模改修に備えるた  
めに積み立てを行うものでございます。

1つの御相談として上がってきておりますのは、現時点では今、あそこに調理施設――  
多目的施設がございますので、あの部分を何か地場産品を活用した食事ができるような場

所に一部改装ができないかという話は、大和支所を通じて上がってきておるような状況でございます。以上です。

○平原委員

今の厨房施設のところでですね。多目的施設——これ補助金の関係とかでなかなか厳しいだろうという議論がなされたんですけど、可能性としてはどうなんですか。

○田中農林水産部副部長兼農業振興課長

実は、一昨年ぐらいから会計検査がですね、いろんなこういうふうな公の施設があるけれども有効活用されていないというところで、補助採択で建設した時点、それ以後にいろんな形での緩和をできないかということで、逆に会計検査院のほうから国のほうにいろんな答申もなされているようでございます。

そういうふうな内容を受けまして、現在県に下調査を行っておる状況でございますが、その前に、前段としてまず地元がそういうふうな形が——活性化施設というのはふだん松梅地区の活性化施設という位置づけがなされておりますので、まず地元のいろんな御意見、それと国の補助金の関係というものを全体的に総合しながら判断をしていく必要があるというところで考えております。

○平原委員

あそこ自体がすごい集客といいますか、お客さんがいらっしゃって、地元でとれた農産物をただ単に売るということじゃなくて、それを加工してレストランとかそういった形で提供していくというのは前々から議論があったわけですね。

ですから、その辺の議論を踏まえて、できるだけその地元の方の同意を得る形で頑張っていたきたいというふうに思います。以上です。

○千綿委員長

要望としてということよろしいですか。

(「はい、要望です」と呼ぶ者あり)

ほかには。

○久米委員

その後の285ページですけれども、右側の説明欄に地域水田農業支援緊急整備事業1,130万8,000円と、その下の経営体育成基盤整備事業3,400万円、これ、ちょっと詳しく説明願いますかね。

○松延農村環境課長

まず、地域水田農業支援緊急整備事業の1,100万円についてですけど、今、佐賀のほうでは3カ所ございます。佐賀南部地区につきまして、これは負担金ですけど200万円と諸富地区で800万円、久保田地区で100万円の事業費負担がでございます。

それと、経営体育成基盤整備事業の3,400万円についてですけど、これにつきましては今、佐賀市内で2カ所、蓮池地区につきまして、これも事業費負担金ですけど1,600万円、

それと大授搦、大搦地区で1,700万円を予算化しておるものでございます。

○久米委員

新しくこの土地改良事業で新規事業とかはないとですね。

○農村環境課ほ場整備係長

23年度の新規事業ではありません。前年度からの継続事業であります。

○久米委員

ここに書いてないと——ちょっと書いてないもんですから、新たな事業はないとですかと。要するに22年度の継続じゃなくて、23年度で新しか事業とかはないんですかね。

○松延農村環境課長

新規の事業はございません。

○重松委員

経営体の育成基盤整備事業ですね。これ、何か担い手とか認定農家の育成とか、そがんとは聞いたけど、蓮池地区と大授搦地区のこれは何ですかね、中身は。

○農村環境課ほ場整備係長

先ほど言われたように、認定農家の戸数をふやすとか集落営農の法人化とかいう条件があります。

蓮池地区については、認定農家をふやす方向で今のところ計画をしております。

大授搦、大搦については、たしか法人化されたようなことをちょっと聞いたんですけど、ちょっと済みません、そのところが詳しくなかったもんですから。

○千綿委員長

だから、それは要件でしょ。それで何をするかじゃないですか。

経営体育成基盤整備事業はこういう事業ですよと説明しないとわからないでしょう。

○農村環境課ほ場整備係長

済みません。

事業は圃場整備をした当初に入れた暗渠排水の改修事業です。

暗渠排水の出口のところ、それとのり面のところの整備という形になっております。

○山本委員

286ページですけれども、下から3行目ですけれども、県営クリーク防災機能保全対策事業費負担金、これが5,000万円上がっております。前年度の当初を見れば2,371万2,000円上がっております。

それから、もういっちょ下の県営地域水田農業支援緊急整備事業費負担金ですかね、これが507万6,000円上がって、今回は1,112万5,000円。

それから、そのもういっちょ下が県営経営体育成基盤整備事業費負担金、これが507万6,000円の当初予算で、今回3,437万5,000円。

それから、その下に下がりました2つ目が国営総合農地防災事業費償還負担金、これが

前年度当初では4,540万5,000円、今回16億3,333万9,000円と、このような大きな数字になっています。

これ当然、負担金ですから義務的な経費の中で負担していかにかんといふことは理解しますけれども、今後の数字、この数字がどのように動いていくのか、まずお尋ねしたい。

それともう1点、465ページ、これ災害復旧ですけれども、農地・農業用施設災害が今年度で終わるとということで3億4,000万円程度計上されております。この事業はいつ発注をして、いつ終わるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。以上です。

○千綿委員長

2点について、まず1点目、いいですか。

○農村環境課主幹兼ほ場整備係長

先ほど言われた県営クリーク防災、それから地域水田経営体育成基盤整備事業についてちょっとお答えします。

一昨年が国のほうの政権交代により大幅に土地改良事業費が削減をされましたので、昨年の22年度の予算では県のほうがかなり削減された形で事業費をつけられております。

ただし、あと農山漁村地域整備交付金という交付金の新設されたために、その配分が全国で1,500億円というものの配分が、佐賀で大体4月の末ごろにどういう事業にどれだけの配分をするかと決まりましたので、それ以降、6月に補正を組んで事業費を充てているところ です。

ですから、昨年の事業費というのはかなり削減をされている事業費で、22年度の事業費というの は削減されたところについておりますので、23年度に比べるとちょっと少ないという形についております。以上です。

○松延農村環境課長

昨年度につきましては、当初予算はそういうふうな形で抑えた形で上げさせていただいたんですけども、補正等で結果的には今回当初で上げているレベルぐらいの事業はさせていただいております。

県営クリーク防災機能と県営の地域水田とあと経営体育成基盤関係は、大体そのような形になっております。

それとあと1つですけど、国営総合農地防災事業の償還負担金の16億3,000万円と極端にふえているということなんですけど、これにつきましては当初、説明が詳しくなかったんですけども、22年度で国営農地防災事業が終わったということで23年度から償還をすることになるんですけど、その利子等を含めると約24億円になると。それを経費負担軽減を図るために一括で今回返還させていただきたいということで16億円を上げさせていただいております。

昨年度につきましては、たまたまと言いますか、筑後川下流域の土地改良事業が同じよ



うに終わっておりまして、その当時、昨年度は14億円、筑後川下流のほうで一括返納させていただいておる形になっております。

あわせて、その差額分の土地改良事業の2億円が今回、昨年度からふえた形になっております。以上でございます。

○門畑建設部副理事兼北部建設事務所所長

農地災害の件の質問ですけど、先ほど説明したように22年度災害を2カ年に分けて発注予定をしているという説明の中で、22年度を10億円分、3億4,000万円を補助3億円、残り4,000万円程度を農業施設の単独という説明をした中で、いつ発注、そしていつ終わるかという質問ですけど、補助の分については新年度早々、発注時期を5月上旬と。

それはなぜかというのと、途中で単価改正とか、前も言ったように県との施工協議が当然挟まります。発注をできるだけ急ぐということで5月上旬。それとわざわざ3億円を23年度に予算上程させていただく理由としましては、23年度の単年度ではどうしても終わらないような大きな物件を3億円確保していただいているという考えを持っております。

それで、単独の4,000万円分につきましては、今準備を——職員のほうで設計準備を当然しております。その発注準備ができ次第、順次入札にかけていきたいと思っております。

○山本委員

287ページの国営総合農地防災費償還負担金、これ一時的に償還していくということでございます。もちろん繰り上げでしょう。そういうふうには理解しますが、24億円程度あるということではございまして、今回が16億円ですから、あとの残の分はまた来年度予算というふうになるのでしょうか。その辺をお願いします。

○松延農村環境課長

済みません。

またこれも説明不足ですけど、大体利子を含めると、通常でありますと24億円になります。ただ、今回は一括前納で返還させていただいて、16億円ですべて完了させていただくというふうな内容です。

ただ端数につきましては、また9月等に調整分がございまして、それは金額の調整分でございます。

○川崎委員

水草除去ですね。これは工事費と委託料だけと言われたんですけど、場所ですね、そこを示してもらいたいと思います。

○農村環境課職員

水草除去の場所ですけども、計画しておりますのが現在、西与賀地区と久保田地区でございまして、双方ともポンプ場の上流域でございまして。ポンプを回しますと水草を一時的に急激にいろんな地区から集めてまいりますので、樋門の閉塞等の問題が起きておりまして、この部分を計画しております。

○川崎委員

ということは、2カ所ということですか。

○農村環境課職員

現在、当初計画しておるのは2カ所でございます。

○川崎委員

今、南部の件ですけど、南部は特に水草は繁殖がひどいものですから、結構、場所的にはあるんですけど、今後の計画というのは予算はこれぐらいで常時いくつもりですかね。

○農村環境課職員

水草除去に約1,000万円、今回お願いしております。その中の内訳として委託料が800万円と機械借上料を200万円お願いしておりますけど、これにつきましては、昔から各支所のほうで機械を借り上げて撤去するようなものが約200万円ございます。これにつきましても、川副と、あと南部地区のほうが中心になっております。

そして800万円の委託料につきましては、今回は追加で少し出させていただいているものが樋門等については特にとりたいと。樋門の上流部をとりたいということと、路線につきましても、今言いましたように2本の大きな排水路を中心にとりたいということで、今回上げているものでございます。

あと、急遽どこかに出れば必要に応じてそれは対応していきたいというふうに考えております。

○千綿委員長

よろしいですか。

○川崎委員

298ページ、水産振興課。この漁港管理費で約700万円の減になっているんですけど、その要因とは何でしょうか。説明があったのですが、ちょっとわからなかったもんですから。

○田原水産振興課長

これは漁港のしゅんせつ関係でございまして、昨年度は1漁港が国庫の事業で申請をいたしておりました。

今回は、国庫事業の採択ができませんでしたので、県営の単独事業のほうで小規模事業ですけども、それで申請したためでございます。

○川崎委員

それでこの内訳はどうなるんですか。寺井津と戸ヶ里漁港、広江に対して小規模事業、3,600万円ですか。内訳としてはどうなるんですか。

○田原水産振興課長

まず、寺井津漁港が事業費990万円です。広江漁港990万円。戸ヶ里漁港990万円。三軒家漁協が610万円でございます。

○川崎委員

これ、何で国の補助をとられなかったんですか、その事情は。

そして、昨年やったですか、私も初めてチェックしたんですけど、寺井津が大規模に1億幾らで浚渫が国から事業をとれなかったということで聞いたんですけど、何で国がこれに対して予算をつけなかったか、ちょっと理由を聞きたいんですけどね。

○田原水産振興課長

大きな理由としては、予算が削減されたということでございます。

それともう1つ、システムといいますか、見直しがなされて、既存——これは強い水産業づくり交付金という事業でございますけども、この事業が通常の前年比の大体10分の1くらいに圧縮をされております。従来型という事業でございますけども、これが予算枠は相当少なくなりまして、この事業にのせる事業は継続事業のみというようなことで国から県のほうに連絡があり、県のほうから私どものほうに連絡があったということでございます。

○川崎委員

大詫間の三軒家は別として、戸ヶ里、広江、寺井津——諸富ですね、これ990万円の3カ所一緒ですけど、面積的には物すごく違うと思うんですけど、何でがん平等にしたんですか。

○田原水産振興課長

県の事業が上限が1,000万円以下というふうになっておりますので、できるだけ多く申請できるようにということで、990万円を予算措置いたしております。

○川崎委員

多分、この浚渫に関して990万円というのはとても厳しい状況だろうと思うし、個人負担が今度あるんですか、漁業者の個人負担が。どんななるんですか。

○田原水産振興課長

個人というよりか、漁協の分担金ということで負担をしていただくようになっております。

○川崎委員

その比率はどうなっているんですか。

○田原水産振興課長

総事業費から補助金を引いた残りの20%ということで、それぞれ990万円の3漁港につきましては392万円です。あとの大詫間三軒家漁港につきましては370万円と。

済みません。戸ヶ里漁港、寺井津、広江漁港につきましては、147万円でございます。大詫間の三軒家漁港につきましては90万円でございます。

○川崎委員

最後にちょっと、この費用ではとても厳しい状況——毎年浚渫せないかん状況ですから、やっぱり今後、国に対しての働きかけというとは十分市からする必要があろうと思うんで

すけど、水産振興課としての考えを示してもらいたいですけど、どうでしょうか。

○田原水産振興課長

先ほど、予算が厳しくなったということを申し上げましたけども、特に有明海のほうは浚渫が非常に宿命でございます。県のほうもこういうことを踏まえまして国のほうにはお願いされておりますけども、私どもも県のほうにできるだけ国庫事業の採択ということでお願いをいたしております。

○中本副委員長

資料3の280ページ、8目耕地費の中で焼却炉建設関連事業ということで、平尾地区の農道舗装270メートルですか。これ、いわゆる焼却炉の地元協定に基づいて対応されている分だと思いますけども、農林水産部所管の中での全体進捗というのはこの23年度までいつてどのぐらいなるのか。

○農村環境課農業土木係長

平尾関連の事業で水路が16路線と農道が4路線ございまして、水路については平成18年度までにすべて完了しております。現在残っておりますのが道路の2路線ございまして、地権者がそれぞれ1名ずつ用地買収ができておりません。延長にしますと双方合わせまして170メートルほどです。50メートルと120メートルほどができておりませんで、幅員が確保できている部分でいいますと23年度舗装が終わります。90%程度は進捗率——延長面という進捗率は進むことになってまいります。

○中本副委員長

ということは、今年度この事業が終われば、いわゆる取得できていないこの170メートルの部分だけ残るということでよろしいですかね。

○農村環境課農業土木係長

はい、そういうことです。

○久米委員

先ほど、私が土地改良事業は今年度ありませんかと申しましたけど、4月に採択を受けて次の補正で上がる工事があるかもわからないと言われたようですけども、私も土地改良区のほうからそういった——何か事業を聞いていましたけど、どういったのがあつとですかね。

○千綿委員長

経営体基盤育成事業ですか——じゃなくて。

○久米委員

4月に土地改良事業が何か採択される——別の事業であつとですかね。

○千綿委員長

当初予算に載ってなくて、補正でかかる案件がありますかということだと思んですが。

○農村環境課農業土木係長

ちょっと新規の佐賀市が事業主体というのでは思いつかんですけれども、農地・水関係の向上事業ですかね。これまで共同活動ということで補修だけでしたのが、新しい事業で整備が可能になるという事業が23年度から新規に行われるというふうな情報が入ってきておりますが、まだ国の要綱等固まっておきませんので、これが固まり次第、佐賀市の配分がどのようになるか県とも相談しながら、補正でお願いすることになってくるかと思っております。

○千綿委員長

多分、今聞かれているのは農地・水じゃなくて土地改良区でしょう。土地改良関係でしょう。

○益田農林水産部長

私どもが今認識しているのは、クリーク防災の国営事業があるということで、一般質問の中でもお答えしましたが、これが24年度から始まるということと、あと1つは北山ダムの改修事業の調査費が今ついていると。土地改良事業で大きい部分については今2つ予定というか、計画の中に入っているということでございます。

○久米委員

今あっているのは23年度採択分じゃないですね。24年度採択分ですかね。

○千綿委員長

いや、まだ採択までなっとらんでしょう。調査費だけついているということでしょう。

○農村環境課農業土木係長

済みません。

計画でありましたら、まだほかにも申しわけございません。

今、嘉瀬川のほうの右岸上流ですかね、西部広域線関係で、県営で今地域水利区域内事業というのを23年度からしたいと。まだはっきりした事業が成立というか、着手があったわけじゃないんですけど、今準備を進めております。それがある程度確定すれば、また補正等もお願いせんといかんとかなとか考えているところです。

○久米委員

いや、なぜこういうことを言うかという、予算が遅くついたら作業がおくれて、ことし見たらわかるように麦のまきつけがでけんでですよ、雨ばかりで。要するに、農業振興をするための工事をして、農業振興にならんというふうなことになっております。

そういったことで、皆さんから言われるように、この工事区域がわかったらわせ品種とかつくらるとですよ、早くわかると。そういったことを早く計画立てていただかんと、せっかくの農業振興のための事業で農業振興ができないというふうになっていますので、よろしく願います。

○千綿委員長

よろしいですか。

これは要望ということでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにはないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようですので、ちょっとですね、5時5分まで休憩したいと思います。

よかでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、とりあえず1回終わってまた始めますので。

◎午後4時56分～午後5時06分 休憩

○千綿委員長

それでは、再開をしたいと思いますが、これでとりあえず経済企業の審査を終了させていただきます。あしたは9時からやりたいと思います。

以上で、経済企業委員会を終わります。

大変お疲れ様でございました。